障害福祉サービス共通評価基準（放課後等デイサービス、児童発達支援、保育所等訪問支援を除く）
〔注釈／各シート共通〕

注１）　着眼点数とＡＢＣ区分

チェックした着眼点数の区分はＡ・Ｂ・Ｃの３区分として、以下に示す状況であることを表す。

Ａは、１つの小項目に含まれる着眼点の内、チェックが７０％以上についていることを示す。

Ｂは、１つの小項印に含まれる着眼点の内、チェックが２０％以上７０％未満についていることを示す。

Ｃは、１つの小項目に含まれる着眼点の内、チェックが２０％未満についていることを示す。

※１つの小項目に含まれる項目数とチェックした数との関係

着眼点数 ＼ チェックした数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	…
０の場合	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C
１項目の場合	A	B	B	B	B	C	C	C	C	C
２項目の場合		A	B	B	B	B	B	B	C	C
３項目の場合			A	A	B	B	B	B	B	B
４項目の場合				A	A	B	B	B	B	B
５項目の場合					A	A	A	B	B	B
６項目の場合						A	A	A	B	B
７項目の場合							A	A	A	A
８項目の場合								A	A	A
９項目の場合									A	A
…										A

チェックした着眼点数の区分は、用意された着眼点の内、いくつチェックがついたかということを、「Ａ」、「Ｂ」、「Ｃ」の区分で表す意味があり、この区分により、サービスの良し悪しを判断するものではありません。
ですから、「Ａ」が多いからといって必ずしも良いサービスを行っているという結果に直結するものでなく、逆に「Ｃ」が多いからといってサービスレベルが低いということに直結するものでもありません。事業所によっては、着眼点にないような独自のサービスを実施しているといったことも十分あり得ます。
この共通サービス評価では、「Ａ」が多ければ一定のレベルには達していると推測することができる、という意味を表すものです。

注２）　コメント欄への記載

「コメント」欄には、以下の事項について記載してください。

① 改善を要すると思われる点および改善案の有無等

② 施設・事業所等の性格上、「非該当」になる項目や着眼点がある場合は、その理由

（着眼点の中で非該当としたものがある場合は、何番目の着眼点が非該当であるかを明確に記入のこと。）

③ 施設・事業所独自のユニークなサービス、取り組みの有無等

障害福祉サービス共通評価基準　概評　〔各シート共通〕

○概　評

①非該当とした項目（放課後等デイサービス、児童発達支援、保育所等訪問支援については「いいえ」とした項目）の説明、②独自に必要と思われる評価項目等、③項目評価を通じて気づいた点などを記入してください。

①就労支援系では入浴サービスや居室等もない為幾つか非該当とした項目が多かった。1-4

②利用者の在宅勤務のおいて就業規則の見直しを行ってみて、不足している項目や内容を追加する事ができた。

○サービスの質の向上に向けて取り組む課題

前回までの評価において、サービスの質の向上に向け取り組む課題を設定している場合はその内容と進捗状況を、また、新たに今回の評価によって今後取り組むべき課題がある場合も、その内容を記入してください。

関連する項目	内容および進捗状況	新規 継続 終了	取り組みの期間 （○年○月から○年○月まで）

【参考様式】

サ ー ビ ス 改 善 計 画 書

策定日： 2/13/2025

事業・サービス名： 就労継続支援A型

施設・事業所名： 合同会社　　Lia-Fail

自己評価項目	評価結果	問題点・課題	改善内容と目標	時期と期間	責任者	備　　考（必要な予算等）
⑤-①－④	B	マニュアル不備	マニュアル作成	今年度中	小田	なし